

名寄市消費生活センター

## 布団の打ち直しを勧める訪問販売に注意！

### 事 例

自宅に布団の販売事業者が訪れ、「布団カバーをサービスする」「布団の打ち直しをしませんか」と言われ、玄関に古い羽毛布団を2枚持っていくと、「年数が経っているから打ち直しした方がいい」などと言われ、打ち直しを頼んだ。事業者に言われて契約書に署名・押印したが、事業者が帰ったあと契約書の控えを受取っていないことに気づいた。よく考えると2枚の布団の打ち直しで19万円と高額な契約ため取消したい。（市内近郊80代男性）



### 消費者へのアドバイス

- ◆見知らぬ人が訪問した際は、不用意にドアを開けず、インターフォンや玄関越しで名前や要件を確かめてから対応するようにしましょう。
- ◆訪問事業者に勧誘されても、必要がないときははっきりと断りましょう。
- ◆訪問販売で契約したときは、契約書面を受取ってから8日以内はクーリング・オフ（契約解除）ができます。
- ◆困ったときや心配なときは消費生活センターにご相談ください。

#### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日